

●石狩市障がい福祉人材養成支援事業補助金の手引き●

はじめに。。。

補助金の交付を受けた日から起算して 6 か月を経過する日以前に対象従業者が交付申請時に勤務していた障害福祉サービス事業所等を退職したときは、補助金を返還しなければいけないこと(交付決定の取消)を了承し、交付申請をしてください。

※ただし、引き続き石狩市内の他の障害福祉サービス事業所等において障害福祉サービスに従事している場合などは除きます

1 交付申請書の作成・提出

- 既に実施している研修は補助対象となりません。必ず、研修を受講する前に交付申請をし、交付決定後に研修を受講してください。
- 当該年度末までに、対象従業者が研修を修了及び研修受講料に係る事業者の支出が完了することが補助金交付の条件になります。
- 補助金交付申請は、市の会計年度において **1 法人につき 3 回まで**とします。ただし、**市の予算額を超える申請があった場合は、会計年度内であっても申請の受付を終了する場合があります。**
- 当該補助金以外の助成金等を受けることはできますが、当該助成金等は補助対象経費には含まれません。
- 交付申請をする場合は、石狩市障がい福祉課に次の書類を提出してください。
 - ① 石狩市障がい福祉人材養成支援事業補助金交付申請書
 - ② 補助金申請書類(様式第 2 号その 1、第 3 号、第 5 号、第 6 号)
 - ③ 研修費用の内訳が分かる資料
 - ④ 研修受講者との雇用契約書の写し、又は雇用を証明する書類

2 交付決定

- 交付申請書等の内容を審査し、補助金の交付決定をします。

3 補助事業の実施

- **事業の着手日は、研修受講申込日となります。**

4 実績報告書の提出

- 事業者は、補助事業完了後(対象従業者が研修修了及び研修受講料に係る事業者の支出が全て完了)30 日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、石狩市障がい福祉課に次の書類を提出してください。
 - ① 石狩市障がい福祉人材養成支援事業補助金実績報告書
 - ② 補助金実績報告書類(様式第 2 号その 1、第 3 号、第 5 号、第 6 号)
 - ③ 研修を修了したことがわかる資料(修了証明書等)の写し
 - ④ 研修機関が発行する研修費用に係る領収書の写し
 - ⑤ 請求書

5 補助金の額の確定

- 実績報告書等の内容を確認後、補助金の額を確定します。

6 補助金の支払い

- 事業者からの請求書をもとに補助金を交付します。

7 対象従業者の6か月後の状況を報告

- 事業者は、補助金交付日から 6 か月後の対象従業者の状況を必ず報告してください。
- 石狩市障がい福祉課に次の書類を提出してください。
 - ① 石狩市障がい福祉人材養成支援事業補助金対象従業者報告書